**令和元年台風第19号による固定資産税・都市計画税の被災代替家屋特例について**

●**特例の内容と適用要件**

令和元年台風第19号により､滅失または損壊した家屋(被災家屋)の代わりとして取得または改築した家屋に係る固定資産税･都市計画税の特例の内容と適用にあたっての要件は次のとおりです｡

**１　特例対象者**

（１）被災家屋の所有者（当該家屋が共有物の場合は、その持分を有する者を含む）

（２）(1)の者から、被災家屋の一部または全部を取得した相続人

（３）代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族

（４）(1)の者が法人の場合の合併法人または分割承継法人

**※いずれの場合も、震災時に貸家住まいで、震災後に家屋を取得された場合は､対象外です。**

**２　代替（適用対象）家屋要件**

(１)令和元年台風第19号による被災家屋の代替家屋として、取得または改築した家屋であること。

(２)被災家屋と種類(用途)または使用目的が同一であること。

**３　被災家屋要件**

(１)令和元年台風第19号により滅失または損壊した家屋であること。

　　※ここでいう「損壊」とは、家屋が著しく損傷を受け、または破壊された状態を指し、り災・被災証明の程度が半壊以上の程度のもの、もしくは同程度のものになります。

(２)被災家屋について取壊しまたは売却等の処分(原則として所有権全部所有権移転)をしていること。

**４**　**取得期間**

令和元年10月12日から令和６年３月31日までの間に取得または改築された家屋。

（被災家屋も同期間内に処分されていることが要件となります。）

**５　特例の内容**

代替家屋に係る税額のうち、当該被災家屋の床面積相当分について、４年度分を2分の１減額します。

**６　申告書の提出について**

代替家屋を取得または改築した年の翌年の1月31日までに、大河原町役場税務課固定資産税係（詳細は下記参照）に提出してください。必要書類については、次ページ（裏面）をご覧ください。

●**申告に必要な添付書類**

**１　被災代替家屋に係る固定資産税・都市計画税特例適用申告書**

**２　被災家屋が令和元年台風第19号により損壊した旨を証する書面（り災・被災証明書）**

　※り災証明書の場合は、半壊以上の判定のものが特例の対象家屋となります。住家以外で被災証明を添付する場合は、別途被災当時の写真も添付してください。

**３　被災家屋が所在したことを証する書面**

被災家屋が所在した自治体が発行する平成31年度（令和元年度）納税通知書、固定資産税課税台帳、または評価証明書等の写し。

　　※被災家屋が大河原町に所在した場合は、上記書類の添付は不要です。

**４　被災家屋の処分を確認できる書面**

　　解体した場合・・・解体証明書（写し）等

　　売却した場合・・・売買契約書（写し）等

**５　被災家屋の改築を確認できる書類**

工事請負契約書等（写し）　※被災家屋を改築した場合のみ添付してください。

**６　その他**

　代替家屋の所有者が被災家屋の所有者と異なる場合は以下の書類が必要です。

　（１）相続人や所有者の３親等内の親族の場合・・・戸籍謄本の写し等、親族・相続関係が分かるもの

　（２）合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人等・・・法人の登記簿謄本の写し

●**申告書提出先・お問合せ先**

〒989-1295　宮城県柴田郡大河原町字新南19

大河原町税務課固定資産税係（大河原町役場1階⑩番窓口）<TEL:0224-53-2113>　FAX:0224-53-3818